

地域活性化のための環境整備を求める提言

これまで、中核市をはじめとする地方自治体は、自主的・主体的に魅力ある地域づくりを積極的にすすめてきた。

地域の知恵や個性豊かな資源を活かし、活力のある多様な地域社会の形成を図ることは、我が国が更なる発展を遂げていくために必要不可欠なことである。

地域の実情を最もよく知る立場の我々が、より一層地域活性化のために様々な独自施策を安定して行い、かつ、内容を充実させていくためには、適正で安定した財源が不可欠である。

したがって、本来は、地方自治体に権限に見合う税財源を移譲し、地方財政制度を抜本的に見直すべきであるが、それが実現するまでの間、次のとおり現在の交付税制度等を充実させるべきである。

また、国の基金事業等における実施条件等は、地方自治体が自らの裁量に基づき、主体的に事業が実施できる内容であることが必要である。

よって、国においては、今後も地方自治体との信頼関係の上に立って、これまで以上に地方自治体が主体的に地域活性化に取り組めるよう、以下の事項について早期の実現を強く求めるものである。

1 より適正な交付税額となる仕組みの構築

現在の地方固有・共有の財源である地方交付税の算定において、算定額と実績額に多大な乖離が生じ、結果として交付税額が減額されていると考えられるものがある。

したがって、地域活性化のために必要な財源を安定して確保するため、個人住民税の精算制度など各市の実態に即した適正な額の地方交付税が交付される仕組みを構築すること。

2 地域活性化事業債の起債充当率の引き上げ等

循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進など地域の活性化を実現するための基盤整備事業は、各団体にとって喫緊の政策課題であるが、一段と財政状況が厳しくなる見込みのなかで、今後、地域活性化に資する基盤整備に十分な取組みができるのか懸念される。

したがって、地域活性化事業債の起債充当率の引き上げ及び交付税措置を拡充すること。

3 基金事業実施条件等の見直し

地域の雇用創出に向けたふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業については、地域の活性化に繋がる事業として、各自治体でも取組を進めているが、柔軟かつ多様な対応が出来るよう、雇用期間の更新要件のさらなる緩和や交付金による事業実施など、より使いやすい制度へと見直すこと。